

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 外国証券（円建て債を除きます）をお預かりする場合には、1 年間に 3,300 円(税込)、3 年一括払いは 7,920 円(税込)の口座管理料を頂戴いたします。
- ・ 上記に該当するお客様以外が口座を開設して 1 年経過後の当社が別途定める基準日ごとに、当該口座を管理するための所定の料金(1 年間に 1,100 円(税込))を頂戴いたします。
- ・ このほか振替出庫、取次等各種手続等につき、別紙「口座管理・各種手続きにかかる手数料等のご案内」のとおり手数料を頂戴することがあります。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。口座管理料につきましては、別紙「口座管理・各種手続きにかかる手数料等のご案内」のとおりです。振替出庫につきましては手数料が必要となる場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合

- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

当社の概要

商 号 等	安藤証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第1号
本店所在地	〒460-8619 愛知県名古屋市中区錦3-23-21
加入協会	日本証券業協会
当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	22億8千万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年4月（創業明治41年3月）
連 絡 先	お取引のある支店又は本店 052-971-1511 にご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、お取引のある店舗にて承っております。

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時00分（祝日を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

（効力開始日 2019.10.1）
（019.001）

別紙:口座管理・各種手続きにかかる手数料等のご案内

(この手数料表は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」の別紙にあたるものとなります。)

お取引にかかる委託手数料のほか、下記のような手数料等をご負担いただきます(すべて消費税10%込み表示)。

口座管理料

◆ 口座管理料(外国証券取引口座を除く)

年額	1,100円
----	--------

ただし、口座に一定額以上のお預りがある等、当社が定める免除条件に該当するお客様からは口座管理料はいただきません。

◆ 外国口座管理料

1年間	3,300円
3年間	7,920円

※ 財産的価値があると認められる外国証券(円建て以外)のお預りが無い場合は、外国証券口座を設定していても管理料は発生しません。

取次手数料等

単元未満株式の買取請求	1銘柄につき	1,100円
	ただし、美らネット24 1銘柄につき	550円
単元未満株式の買増請求	1銘柄につき	1,650円
期限切れ配当金領収書の請求	1配当領収証につき	550円
取得請求権付株式の取得請求権行使請求	1銘柄につき	1,100円
振替新株予約権付社債のプットオプション行使請求	1銘柄につき	1,100円
振替新株予約権付社債の新株予約権行使請求	1銘柄につき	1,100円
振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次手数料	1銘柄につき	1,100円
個別株主通知の申出	1銘柄につき	1,100円
配当金の個別銘柄指定方式手続き	1銘柄につき	550円
口座通知取次請求		無料
特別口座から当社への口座振替申請書提出		無料
登録済加入者情報開示請求書提出 (ただし当社の指定するものを除く)	1回につき	1,650円

各証明書面等の発行手数料

取引報告書(再発行)	1枚につき	330円
残高証明書、受渡証明書	1申請につき	1,100円
取引残高報告書(再発行)、特定口座年間取引報告書(再発行)、顧客勘定元帳(写)	1申請につき	550円
振替口座記録事項証明書	1申請につき	550円
その他の書類作成	1申請につき	550円

証券保管振替機構を通じた振替出庫手数料

◆ 振替株式等【注1】及び国内上場外国株式

1振替申請につき	銘柄毎に1単元【注2】につき	1,100円
1単元増やすごとに		550円
上限金額	1銘柄につき	6,600円

* ただし美らネット24及びコールセンター

1振替申請につき	3,300円
----------	--------

【注1】「振替株式等」とは、振替株式、振替新株予約権、振替新株予約権付社債、振替投資信託受益権(ETF)、振替投資口、振替優先出資をいいます。

【注2】単元未満株式については切り上げて1単元とし、振替株式以外は単元を売買単位に読み替えます。

◆ TOBへの応募にかかる振替…無料

◆ 振替投資信託受益権(上場投資信託受益権を除く)

1振替申請につき	銘柄ごとに	1,100円
----------	-------	--------

◆ 入出金(振込手数料)

振込入金	お客様ご負担
振込出金	当社負担